

食品の安全・安心の確立に関する意見書

BSE の発生、食品企業による食肉表示偽装・未承認添加物の広範な使用、無登録農薬の違法販売とその使用等、食品に関する信頼は失われ、国民の食に対する不安はいまだに収まらない。

また、貿易自由化により食品が大量に輸入される中で、基準を超えた農薬の残留が発覚し、またそもそも基準さえ設定されていないものすらある実態が明らかになった。

国会及び政府は、早期に消費者の食品に対する信頼性を確保しなければならない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、安心できる食品安全基準の設定、食品安全に関するわかりやすい情報の公開、食品の履歴情報等食品表示制度の抜本的見直し、企業倫理の向上、違反・違法表示を未然に防止する組織の設置、消費者の食品安全に対する知識の普及など、消費者重視の視点に立った信頼の制度を確立するため、次の事項を含む諸対策に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 食品の安全性に関し、日本の食生活に沿った、国民が十分に理解し判断の指標とすることができる安全基準を定めること。
- 2 海外農産物を含めた食品の原材料の生産から加工・流通・消費に至る各段階の履歴情報が追跡できる表示制度を創設すること。
- 3 遺伝子組み換え農産物・食品添加物等を含めた使用原材料表示の拡充を行うとともに、残留農薬、抗生物質などに厳格な基準を設け、チェックを行い、その情報を正しく公開すること。
- 4 食品の加工・製造・流通業者による企業モラルを欠いた行為に対して刑罰規定を強化するとともに、その監視体制を整備すること。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 15 年 3 月 20 日

三鷹市議会議長 吉野博明